

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第38回）

議事録

日時：令和8年3月25日（水）14:00～16:00

場所：経済産業省本館17階第4・5共用会議室

出席者：犬伏委員、小山委員、中嶋委員、浜口委員長、藤井委員、村上委員、室田委員
（五十音順）

議題：

工場立地法を巡る状況及び緑地規制のあり方について

- （1）事務局説明
- （2）今後の工場立地法のあり方に関するニーズ・事例の紹介
 - 千葉県
 - 一般社団法人日本経済団体連合会
 - パナソニックホールディングス株式会社
- （3）各委員からの御意見・御議論

議事内容：

○猪又課長 定刻になりましたので、ただいまから、産業構造審議会地域経済産業分科会第38回目の工場立地法検討小委員会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局を務めます地域産業基盤整備課の猪又でございます。どうぞよろしく願いいたします。

会議に先立ちまして、事務局からの報告事項ですが、初めに委員の出欠状況を御報告いたします。

本日は、前回と同様に対面とオンラインのハイブリッドの方式で開催しております。出欠状況は、会場での御出席者4名、オンラインでの御出席者3名、計7名全員の委員に御出席いただいているところでございます。定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

また、本日はオブザーバーとして、全国市長会及び関係省庁の御担当の皆様にもオンラインにて御参加いただいているところでございます。

次に、本日の資料について御紹介いたします。対面で御出席いただいている皆様におかれましては、席上のiPadから資料を御覧いただきますようお願いいたします。オンラインから御参加の皆様は、Teamsの投映、あるいは事前にお送りしている資料を御覧ください。

配付資料の中身でございます。1つ目として議事次第、資料1として本委員会の名簿、資料2として本検討小委員会の公開についてというタイトル、資料3として今日のメインの資料でございますけれども、「工場立地法を巡る状況及び緑地規制のあり方について」、資料4、5、6は本日プレゼンをいただく方々の資料になりますが、まず1つ目、資料4は千葉県様の「緑地規制に関する課題等について」、資料5は経団連様から提出されている「緑地規制の見直し等に関する意見」、資料6はパナソニック株式会社様の「パナソニックHDが進めるガラス型ペロブスカイト太陽電池」、以上でございます。

次に、本委員会の公開について御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

前回と同様の扱いになりますけれども、議事要旨は無記名とし、事務局の文責の下、作成いたします。開催後、速やかに公開いたします。議事録は、委員各位の御了解を得まして、発言者名を記載の上、開催後、原則1か月以内に公開することにいたします。

なお、配付資料は原則として公開とさせていただき、本日の小委員会の様子はYouTubeで中継させていただいていることを御承知おきいただければと存じます。

また、次の小委員会の開催についてですけれども、開催日程については事前に周知いたします。その際、個別の事情に応じて会議または資料を非公開とするか否かについては、委員長に一任することといたします。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは、ここから先は工場立地法検討小委員会委員長であります浜口委員長より議事を進行していただきます。浜口委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○浜口委員長 工場立地法検討小委員会の委員長を務めております浜口でございます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

早速でございますが、議事に入りたいと思います。まず、資料3の工場立地法を巡る状況及び緑地規制のあり方について、事務局より御説明をお願いいたします。

○猪又課長 では、資料3を御用意いただければと思います。

既に委員の皆様には、資料の御説明と御意見をお伺いするお時間を頂戴したところでございますので、説明が重複する部分が多いかと思いますが、どうか御容赦いただければと思います。

まず、1 ページ目の目次になります。目次は記載のとおりでございますが、本日は千葉県様、経団連様からは、地域や工場の生産の現場における工場立地法の実態やニーズについて、パナソニック株式会社様からは、環境技術の進歩について御紹介を賜る予定となっております。

次のスライドをお願いいたします。最初の議題、産業構造審議会地域経済産業分科会報告書と法改正の概要を御紹介いたします。

まず、本小委員会の親委員会でございます産業構造審議会地域経済産業分科会では、昨年6月から計3回の御議論をしていただきました。それを踏まえた報告書を1月16日に公表しております。

資料に基づいて概要を御紹介申し上げますと、2040年までに官民投資200兆円の実現に向けて、その受皿となる産業用地を確保していくこと。

産業用地の確保の手段としては、下段の青枠にあるとおり、①の既存工場の拡張から④の新規の用地造成までを列挙しておりますが、その中で本小委員会では、工場の増設に当たり、緑地面積率規制が障壁となっているケースが存在している、この課題に対して、例えば地域経済の発展に向けて、自治体が特に重視する工場に対して、特例的にさらなる緩和が検討し得るか。緑地面積率に関する規制について、技術や環境の変化、環境規制の整備、類似の特例的緩和措置等の実施状況等を踏まえ、適切な基準、水準を検討すべきではないか。この2点の論点を設定し、昨年12月10日に小委員会を開催し、御議論をいただきました。

このときは、特に1つ目の論点、地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に対して、特例的にさらなる緩和が検討し得るか、このことを中心に御議論をいただき、青枠の①の2ポツ目になりますが、法により承認された事業を実施する工場について、緑地面積率規制を特例的にさらに緩和することを可能とする。ただし、その下のアスタリスクの記載のとおり、市区町村が条例を制定し、当該工場は周辺的生活環境の保持に配慮した取組を行うことを前提とすることを小委員会の中でおまとめいただき、報告書に記載させていただきます。

なお、法により承認された事業の法とは、前回の小委員会でも御紹介させていただきました。

したとおり、地域未来投資促進法になります。

4 ページ目は飛ばしていただき、5 ページ目をお開きください。前回の小委員会でも御紹介させていただきましたが、法により承認するというスキームですけれども、どのようなスキームであるのか、改めて御紹介させていただきます。

まずは、国が示した基本方針に従い、都道府県及び市町村が工場立地法の特例対象区域を示した基本計画を策定、その内容を国が同意、当該基本計画に基づき、工場立地法の特例を受けたい工場は、地域経済牽引事業計画という計画を策定、その中には、赤字部分になります。生活環境の保持について配慮する取組を記載していただくことを想定しております。

当該計画について、都道府県が承認される際には、御地元である市町村への協議及び同意を必要としておりますが、それを得て都道府県が承認し、加えて当該工場が立地している市町村が条例を制定していただき初めてその工場は緑地面積率の特例を受けることができるという流れになっております。

次に、6 ページ目をお開きください。地域未来投資促進法でございますけれども、地域未来投資促進法と産業競争力強化法、貿易保険法の3つの法律を束ねた1つの改正法案として、今月3月6日に経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法の一部を改正する法律案として閣議決定されております。

法執行上の取扱いとして、前回の小委員会以降の整理でございますけれども、今回の改正法案として改正される産業競争力強化法上の認定を受けた事業者は、高付加価値化のための成長投資を行う事業者であることから、潜在的に承認地域経済牽引事業者になり得るということで、地域未来投資促進法と内容及びプロセス両面で同等の条件を満たし、都道府県及び市町村による同意がされた者については、地域未来投資促進法による工場立地法の緑地規制の特例が適用されることになっていること、まずこれを御承知おきいただければと思います。

右側の記載は、未来法の計画には期間が存在しておりますけれども、その期間終了後も生活環境への配慮の取組が継続している限りは特例が適用される、そしてその継続がされない場合は特例の適用は終了するという内容を説明している内容となっております。

7 ページ目に移ってください。7 ページ目は、本日と次回の小委員会の開催計画について紹介しております。このスライドの紹介は時間の関係で割愛させていただきます、8 ページ目を御覧ください。

8ページ目では、本日の小委員会で、特に委員各位から御意見を頂戴したい点を列挙しております。前回の小委員会で御了承いただいた地域経済の発展に向けて自治体が特に重視する工場に対する特例的な緩和について、この具体的な設計の議論となりますが、1つ目の論点としては、生活環境の保持に配慮して、工場立地法の特例の適用を受ける工場が行うべき取組はどのような取組が適当か、本日は特にこの点について御意見を頂戴できればと思います。

具体的な取組の内容や、それに関連する論点は、この後のスライド11、18、19で御紹介するようにいたします。その際に、工場が立地している場所に応じてイメージをしていただきたいのは、例えば工場の周りに住居や商業施設がなく農地や山林に囲まれている立地場所もあれば、工場の周りに商業施設や住民生活がある場所もあるかと思えますけれども、緑地面積率の特例を受ける場合には、どんな場所であるかということには差異はなく、全く同程度の取組を求めることが適当であるか。あるいは、必要に応じて差異を設けるという点についても忌憚なく御意見をお聞かせいただければと思います。

次のポツについても、論点4としてフォーカスしたいと思いますが、今回の特例、牽引計画を策定し、都道府県に承認された特定工場への緑地面積率の設定でございますけれども、これは市町村が地域の実情に応じて、条例をもって独自に規定することにするか、国が下限値を設定し、それを下回ることはないようにということでバインドをすることか、これも大事な論点でございますので、フォーカスさせていただきます。

また、②にあります緑地規制の全国的なあり方についての検討も本小委員会の皆様から御意見を賜りたいと思っております。

そのための参考情報として、企業や自治体の生声や海外の工場緑地規制について調査した結果、加えて、最近の技術の進歩も御紹介しながら、今後の緑地規制のあり方についても御意見をお伺いできればと思っております。

特に、これも周辺的生活環境との調和が大前提になりますが、壁面に設置する緑地及び環境施設の算定基準の見直しについて、これは運用例規集を改めることとなりますので、委員会の最後にお諮りさせていただければと思っております。

では、特定の工場に対する緑地規制の特例措置の制度設計について、具体的な制度設計の議論に移っていければと思っておりますが、スライド10になります。

先ほども御紹介したスライドですけれども、特にこの中で右側の赤字で記載している生活環境の保持について、緑地面積率を削減することの代替になる取組とは、いかなる取組

かという点について御意見を賜りたいと存じます。

スライド11は、これまで例示として挙げている生活環境の保持について配慮する取組について、より具体的な説明を付した上で類型化したものでございます。

ここでの論点は、特例の適用に当たっては、特例を求める工場に対して、都道府県及び市町村は、生活環境の保持について配慮する取組を求めることとなりますが、その取り組む内容として、どのような取組があり得るのか、その取組を類型化して整理するのはどうか、また、緑地の整備や確保と直接には関わりのない取組も許容されるべきかを一くくりの論点として、論点1として挙げております。

上から順に説明していきますが、まずは工場敷地内に緑地を設けることができなくても、工場の敷地外に住民の生活環境への貢献が高く見込まれる場所で、緑地等を確保・整備すること。類型化すれば、敷地外緑地の整備等による市町村の緑地計画等への貢献。

2つ目は、例えば工場内、工場の外も考えられるかと思いますが、限られた緑地面積であったとしても、緑地を質的に高めることにより——この質を高めるということは、緑地を用いた地域貢献活動も含んでおりますが——緑地の効果を発揮すること。類型化するとしたら質の高い緑地整備。

3つ目と4つ目の類型は、緑地との直接的な関わりがない取組となりますが、例えば地域住民との交流に関する取組、周辺環境に配慮した先進技術の導入、これらの取組を例として挙げさせていただいております。

次のスライド12に移ってください。このスライド12では、もう少し深掘りさせていただき、事例を適宜御覧いただきつつ、それぞれの効果や課題についても共有していければと思います。

まずは、類型化した1つ目、敷地外緑地の整備等による市町村の緑の計画等への貢献についてです。既に工場が実施されている取組例としては、工場の敷地外における緑地・環境施設の整備や整備に係る財政負担や自治体が策定した緑化計画等に定められた取組の実施があるかと思います。

具体の例としては、スライド13を御覧ください。大阪府堺市の例でございます。堺市では、新たな緑地の確保が工場敷地内だけでは困難な場合に、緑地面積を確保できないということを理由とした企業の市外流出防止、あるいは老朽化施設の更新を促す目的のために、企業が市に負担金を支払い、里山の保全に貢献することで、保全に相当する面積を工場緑地として認める敷地外緑地制度を既に導入しているというものでございます。

隣は千葉県白井市の例ですが、この例は市内の公園、緑地が少ないエリアに、地域のレクリエーション拠点となる公園整備に企業版ふるさと納税を募っているという紹介でございます。

一旦スライドの12にお戻りください。敷地外緑地の効果として、緑地の量を実質的に減らすことなく工場敷地の有効活用が可能になること、そのほかに地域の緑化計画の実現への貢献、市内に立地する工場のイメージ向上などが挙げられるかと思えます。

他方で、課題としては、例えば周辺を私有地や農地に囲まれている工場の場合は、工場周辺で緑地の確保、整備が難しくなること。仮に工場から離れた場所での整備となると、その緑地の効果が工場周辺の環境保持という観点から少し実効性が薄れてしまうということが挙げられるかと思えます。

次に、種類の2つ目、質の高い緑地整備については、取組例としてグリーンインフラの整備や生物多様性の保全につながる緑地の整備を一例として挙げております。

質を高めるための担保措置として、前回の小委員会において、国土交通省都市環境課の藤條課長から御紹介いただいた緑化の認証制度、T S U N A Gの取得も1つの方法として記載しております。

その他、緑地の存在そのものが地域や地域住民への貢献を高める取組として、工場内の緑地、あるいは環境施設等を地域住民の方々に定期的に開放することや、緑地等を活用した自然観察会の開催や、環境教育活動の実施等も工場が行う質を高める取組として挙げさせていただきます。

実例としてスライド14を御覧いただければと思います。左から株式会社デンソー様、中央にキヤノンメディカルシステムズ株式会社様、右側に株式会社アマダ様の工場の写真とお取組の内容を紹介しております。

なお、3工場とも緑化優良工場として表彰されているレベルでございますので、かなりのハイレベルのお取組だとは思いますが、共通していることは、かなりの敷地面積を有している工場ですので、敷地内での緑地の確保や活動に取り組みやすいという事情があるかもしれません。

次のスライド15をおめぐりください。緑地の質を高める取組として、工場の中、外の緑地・環境施設を地域住民ほか外部の方々への定期的な開放や緑地等を活用した自然観察会の開催、あるいは環境教育活動の実施を取組事例として挙げております。

その実例として、左側に群馬県藤岡市にあります株式会社チノ様のお取組、右側には

埼玉県三芳町にある石坂産業株式会社様のお取組を紹介しております。

石坂産業様のお取組を特筆すると、三芳町との間で包括連携協定を交わしており、記載の里山の再生のお取組のほか、防災や災害対策、加えて子育てに関する連携にもお取組になっているようでございます。お時間があるときにホームページで御確認ください。

お手数ですが、再度スライド12にお戻りください。(ii)にあります質の高い緑地整備の効果の欄を御確認いただければと思いますが、緑地の質を高める取組により、緑地が有する効果、例えば心理的効果や防災や保安の効果、ほかにも利用そのものの効果や生物多様性の確保があるかと思いますが、その効果を引き上げることにつながっていると思えますし、当該工場のイメージ向上にもつながっているかと思えます。

他方で、課題でございますけれども、緑地面積が減ったことに見合う質の向上を評価、測定することが難しいということが挙げられるかと思えます。

残る2つの類型、中段から下の2つ、(iii)の地域住民との交流に関する取組、(iv)の周辺環境に配慮した先進技術の導入の2つは、いずれも緑地を介さない取組になります。

実例をスライド16、17で紹介しておりますが、課題としては緑地の減少に見合う同等の、あるいは同一の効果を評価しにくい、はかりにくいということがあるかと思えます。

他方で、スライド17で紹介しているような周辺環境に配慮した先進技術の導入を工場に率先していただくことは、環境全体を考えるとプラスになることもあり得ますので、今回の特例のスキームの中で、また、こういったケースで、どのように取り入れることができるのか、その検討の参考として、後ほどパナソニック株式会社様からプレゼンを頂戴したいと思えます。

次に、スライド18に進んでいただければと思います。ここまでは特定の工場に対する緑地規制の特例措置について、特に生活環境の保持に配慮する取組についてフォーカスし、論点を含めた御紹介をいたしました。紹介した取組の中には、単独では緑地面積率の削減の代替として評価するには難しいものもあり、それらの取組については、工場が立地している場所に応じての判断や、幾つかの取組を組み合わせることによって判断するというような方法もあるかもしれません。

いずれにしても、1ポツ目の記載となりますが、これらの取組が生活環境の保持について配慮する取組であるということを御地元自治体の同意を得て、都道府県が承認するというプロセスを経て初めて緑地面積率の特例緩和が認められる流れになります。

その際に、2ポツ目の記載となりますが、工場が立地する場所、中段の表にあります上

段左から住居の用に併せて商業等の用に供される区域から、右側にあります区域内の住民の生活環境に及ぼす影響が小さい区域までありますが、それらの場所でどのような取組が取られることが適切かを論点2として挙げさせていただきます。

次に、下の3ポツ目になりますが、工場が立地している区域や、その周辺事情に照らし、言い換えれば工場が立地している場所の周辺に地域住民の暮らしや商業施設があるケースもあれば、工場の周辺が臨海地域であったり、山林や農地に囲まれているケースもあるかと思いますが、それらのケースに応じて、自治体が生活環境の保持が可能と判断される内容、規模、頻度等を踏まえ、事業者に必要な取組を求めることにしてはどうかということ論点3として記載させていただきました。

次のスライド19は、前半部分、最後のスライドになります。工場立地法関連の法令の中で、それぞれのエリアに応じて緑地面積率の下限値をいかに設定しているかということ並べて表示しております。

今回の未来法の特例、承認された特定の工場に対する緑地面積率の緩和は、黄色の網かけでフォーカスしておりますが、この黄色の網かけ部分の論点としては、地域経済牽引事業用工場、言い換えれば生活環境の保持について配慮する取組等を含めて、御地元市町村の同意を得て都道府県から承認された工場については、緑地面積率・環境施設面積率及び重複緑地の緑地面積への算入割合を市町村が地域の実情、これには地域の産業集積や雇用、市町村内の緑地確保の事情等、様々あると思いますが、それらの事情に応じて独自に条例で制定することとするか、または、条例で規定する緑地面積率等に対し、国が一定の下限値を基準として示すべきか、このことを論点4として挙げさせていただいております。

以上が本日の前半部分の内容紹介と本日の御審議いただきたい事項の論点として御紹介させていただきます。

次のスライド20以降は、緑地規制に関する周辺状況、規制運用や規制のあり方についてという小見出しにしておりますが、工場立地法の現行体系の中には、市町村準則や特区による緩和も含まれておりますが、これらの下で法の目的である工場立地の環境の保全を図りつつ、適正に行われること、これが維持できているかを紹介しております。

加えて、海外における工場に係る緑地規制の状況を調査しましたので、その調査概要と緑地面積規制についての認識を行政サイドと企業サイドと同時にアンケートをしておりますので、その概要も併せて御紹介させていただき、今回の御審議の参考としていただければと存じます。

まずは、資料のスライド21、緑地・環境施設面積の推移についてです。

工場立地法が制定された昭和48年以降、表にあるとおり特定工場における緑地面積率、環境施設面積率はともに増加傾向にあります。

平成28年度以降は、データの取り方は変わっておりますが、1工場当たりの緑地面積率は平均18から20%台、環境施設面積率は平均22%から23%台でおおむね横ばいで推移。

この間、工場立地法には市町村準則や特区制度等が設けられてきましたが、その数値は国準則であります環境施設25%、そのうち緑地面積は20%と、昭和48年に決めた数値を約50年経過した現在も工場立地法の対象となる工場は同じボリュームで設けていただいているということになります。

次のスライド22は、公害、苦情件数の推移でございます。

令和6年度の公害苦情受付件数は6万6,931件。平成15年度以降、減少傾向が続いておりましたが、令和元年度、2年度と増加し、以降は4年連続して減少しております。

なお、公害苦情件数のうち製造業が占める割合は減少しており、昭和46年度には全体の45.7%を占めていたところ、減少しております。

次からは、諸外国における工場に係る緑地規制、それから、市町村企業にアンケートした結果についてを御紹介したいと思います。ここから先は調査に対応された地域経済産業政策課の斎藤調査官から御紹介させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○斎藤調査官　　そうしましたら、23ページ以降、私から説明させていただきます。

まず、今回、海外の比較国としましては、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリス、韓国の5か国にさせていただいております。

23ページ、当該5か国の状況について概要でまとめさせていただいております。この後、各国の状況につきましては、さらに御説明させていただきますけれども、まず見ていただくと、各国ともに多様なアプローチが見られるということでございます。その中で共通しているのは、自治体の裁量が大きく、地域の実情に即した規制体系になっていると我々は見ているというところでございます。

特徴としましては、アメリカとフランスは、基本的には国単位の規制はなく、自治体に規制の設定の裁量があるという形になっているというところでございます。

ドイツは、国として建蔽率の規制はしておりますけれども、自治体の裁量で緩和が可能というような制度になっているというところでございます。

イギリスと韓国につきましては、国が規制はしているのですけれども、一部の制度につ

いては自治体が緩和が可能というような形になっているというところがございます。

1枚おめくりいただいて、24ページ以降で各国の状況につきまして、それぞれ説明させていただきます。

まず、アメリカですけれども、こちらは緑地をはじめ、都市計画関係でも連邦レベルの規制はなく、各市での規制という形になっているというところがございます。

その中で、今回、6都市について調査してみたところですが、共通点も多く、例えば道路を広げるためのセットバックについては、6都市全てで導入されているという形になっております。

また、緑地関係でいきますと、ヒューストンやサンノゼは緩衝緑地帯、デトロイトやヒューストンは駐車場内外の緑地化が義務づけられているといったような形になっているというところがございます。

続きまして、同じくアメリカなのですが、実はほかの国でも見られるのですが、少し特徴的な動きとしましては、25ページの右側になりますけれども、CBA、Community Benefit Agreementということで、開発事業者が地域のコミュニティ団体と協定を結んで、例えば公共の施設であったり、資金提供を開発事業者が行うことで、開発の地元住民からの支持を得るというような仕組みがアメリカではあるというところがございます。

続きまして、26ページ目、フランスのほうに移らせていただきます。こちらにも緑地に関しましては、国の規制はなく自治体の裁量ということになっております。

その関係で各自治体のところを見せていただいておりますけれども、一般的な傾向としては、フランスは雨水浸透のための建物や舗装をしない、満土係数とか緑化係数というものが、これは緑のほうですが、導入されているということになっておりまして、例えば緑化係数でいきますと、自治体ですと緑地の面積率は15%から20%に設定されているという形になっているというところがございます。

次、27ページ目のところがございますけれども、左側のところがございますが、フランスの近年の傾向としましては、環境関連の指標の導入が進んでいるというところになってございまして、2021年でございますけれども、土地を建物やアスファルトで覆われることを防ぐため、未開発地での開発を厳格化しているという状況も見てとれるというところがございます。

また、右側の部分ですけれども、アメリカと同じような制度でございますが、開発代替措置という仕組みがございまして、都市開発パートナーシップとして、事業者と自治体が

契約を締結し、公共インフラや公園、緑地、環境施設など現物の整備や資金拠出を自治体が企業に求めることができるというような制度が可能になっているというところがございます。

続きまして、28ページ目、ドイツでございますけれども、こちらは国一律に工場に建蔽率の規制をしているという形になっておりまして、0.8と書いてありますが、面積に対して80%の上限という形になっております。

一方、各自治体はB-planということで、地区の詳細な計画をつくることができるようになっておりまして、ここの中で緩和ができるというような制度設計になっておりまして、最大100%までの建設が可能ということになっているというところがございます。

緑地の確保については、基礎自治体に裁量が与えられるという制度になっているというところがございます。

29ページ目、同じくドイツでございますけれども、こちらも傾向としては、国としての基準はありますが、その基準が参考値というような形で緩和可能というような制度で緩和されてきているのかなと思っているというところがございます。

また、こちらも右側でございますけれども、フランス同様に都市開発契約ということで、自治体と開発事業者の間で自然や景観の確保など、都市計画の目標の達成や、あとは道路、学校、公園の整備などの資金提供を自治体が開発事業者に義務づけることができるという制度があるというところがございます。

続きまして、30ページ目、イギリスでございます。こちらは基礎自治体がLocal Planということで、ゾーニング規制や緑地規制が可能になっているというところがございます。基礎自治体が規制をしていないというような場合につきまして、緑地規制等がかからないという形になっております。

一方で、全てが自由というわけではなくて、こちらにつきまして国の制度として、生物多様性ネットゲインということで、緑地や河川の生態系の維持について必要となる場所が開発前と開発後で10%増加しているということを全国的に義務づけているというところがございます。

その制度について、31ページ目で解説をしていきたいと思っておりますけれども、こちらのとおり国で計算ツールを公開しているという形になっておりまして、個々のもののスコアを掛け算していくような形で、最終的にスコアがちゃんと増えていますかというのを計算するという形になっております。

見ていただくと、緑地の多様性や希少性、状態とか、地域の意義というのを分析しながら、数値のスコアとしてどうなっているのかというところを見るというところでございます。

ですので、イギリスの制度とすると、面積だったり質であったりというところが、最終的には開発前と後で比べると増加するということが求められるということになっているところでございます。

また、特徴的なところとして、計算式の一番右ですけれども、見ていただくと敷地内だけではなくて、近隣やそれ以外のところも、スコアとしては掛け目が下がりますが、そういったものについても取り入れている制度になっているところでございます。

続きまして、32ページ目、韓国でございます。韓国は産業団地と個別工場の規制に分かれているという形になっておりまして、産業団地は規模に応じて一定の緑地が必要という形になっておりまして、国が規制をしているという形になっております。ここについては自治体が緩和できないという形になっております。

一方で、個別工場については、国が延べ床面積に応じた造園規制ということで、造園規制というのは、緑地やベンチや池、こういったものも含まれますけれども、例えば2,000平米以上であれば、10%以上を規制しているところでございます。こちらのほうについては、団地とは異なりまして、自治体のほうで緩和が可能ということになっております。

続きまして、33ページ目、左側のところでございますけれども、韓国の傾向でございます。こちらにつきまして、個別工場の規制については緩和傾向にあると認識しておりまして、ちょっといろいろ変遷があるのですけれども、過去、国のほうでの造園規制を一律撤廃するというような形であったり、ただ、一律に撤廃したのですが、各自治体が旧来の国の規制をそのまま設定するというような状況も見られたということで、再度、国が規制がある意味、強制的に緩和するような形で、低い水準で、国主導で新しい規制をするというような形をしているところでございますので、これについて緩和傾向は見られるのかなと思っているところでございます。

一方で、韓国の特徴としては、この右側でございますけれども、基本的には韓国は国家産業団地や一般産業団地、民間の産業団地というところに多く企業が立地されているということになっておりますので、基本的には一つ一つの工場単位という立地場所になっているのは、1割程度というような形になっているところでございます。

続きまして、34ページ目のところで、アンケート調査のことについて御紹介させていただきます。こちらは内閣府が昨年度実施しました水辺や緑地、大気などの身近な環境に関する世論調査というところでございます。

身近な環境についての関心というところにおきますと、約9割弱が関心がある、ある程度関心があるというような回答になっているというところでございます。

その中で、緑地に対する満足度ということでございますと、8割程度ということで満足度は高くなっているところがございますけれども、一方、やや不満や、不満という満足をされていない回答も2割程度は存在しているというような状況でございます。

また、身近に増えてほしい場所として約5割が豊かな緑地というような回答をしているというところがございます。

35ページ目以降でございますけれども、こちらは経済産業省で今年度、工場立地法に基づく緑地規制に関して、全国の市町村と大規模な設備投資を伴う成長投資を実施した事業者を対象にしてアンケートを行った調査結果でございます。

回答のあった市区町村の約8割、企業の約7割が、工場等が緑地を整備することは重要と考えているというような結果になっております。

また、企業における緑地の評価におきましても、工場立地法の趣旨である周辺住民の生活環境の維持向上のほか、企業の社会的責任、企業のイメージ向上であるというような形の項目で高くなっているというところがございます。例えば法に基づき仕方なく整備するとか、緑地以外の環境施設で代替可能というような項目は比較的低いというような傾向が見られるというところがございます。

続きまして、36ページ目でございます。こちらは現在の工場立地法の制度に関する回答でございますけれども、全国基準、国準則につきましては、市区町村、企業ともに妥当というような評価が4割前後ということで最も多くなっているというところがございます。一方で、地域の裁量に委ねるべきというような御回答をした市区町村、企業がともに約3割というような話であったり、緩和すべきという御回答をいただいた市区町村が約2割、企業で約3割というような状況になっているというところがございます。

また、自治体が自由に定められる地域準則につきましても、市区町村の7割強、企業の4割弱は現在の制度が妥当としているというところがございます。

一方で、地域準則の幅をもっと拡大すべきという回答であったり、工業系の用途地域等についてはさらに緩和すべきというような回答につきましては、市区町村で合計で約2割、

企業で約6割というような状況にもなっているというところでございます。

続きまして、37ページでございます。こちらのページにつきましては、地域準則の市区町村の活用状況でございますけれども、市区町村のほぼ半数が制定済み、または制定を予定・検討ということで回答をいただいているというところでございます。一方、約4割の市区町村は制定の予定はなしとしておりまして、その理由としては、企業に対する具体的な要望がないということが最も多くて、次いで必要性を感じないとか、国準則が妥当と判断したというような回答になっているというところでございます。

右側につきましては、企業に対するアンケート結果でございますけれども、市区町村が地域準則条例を定めていないことによって、工場の新増設や建て替え計画に多大な影響が生じたことがあったかという問いにつきましては、6割近くの企業はなかったというような答えでいただいているというところでございます。

一方、一定数影響があったという御回答をいただいたところもございまして、その中の回答につきましては、緑地・環境施設の確保の手段を工夫して何とか確保したという企業が8企業という形になっておりますけれども、中には新増設を断念したとか、既存の建物をスクラップしたというものについても2件ずつあるという状況ではございます。

38ページ目でございますけれども、こちらは重複緑地、敷地外緑地のアンケート結果になります。

屋上緑化、壁面緑化等の重複緑地に関しましては、現行の全国基準である緑地として、現行では4分の1まで算入可能ということになっておりますけれども、市区町村の7割弱、企業の約4割が妥当と回答いただいているというところでございます。

一方、市区町村の約2割、企業の約3割が国の基準を緩和すべきというような形であったり、企業の約2割が市区町村の裁量を拡大すべきというような回答をいただいているというところでございます。

また、敷地外緑地の取扱いにつきましては、市区町村の8割強が妥当としておりますけれども、企業の4割強がより積極的に緑地に認めるべきというような回答をいただいているというところでございます。

私からの説明は以上になります。

○猪又課長　続きまして、次からは緑地面積確保の手段、方法の話に移りたいと思いますが、まずスライド39にある敷地外緑地についてです。

写真にあるキリンビール横浜工場の事例は、前回、昨年12月の小委員会でも御紹介さ

せていただきました。記載されている内容の説明、ポイントのみ御紹介申し上げますが、公共工事により工場施設を再編することになったキリンビール横浜工場様は、横浜市としては初事例となる工場立地法敷地外緑地制度を活用。工場周辺は京浜工業地帯の一角にあり、古くから工場と住宅が混在。緑地も少なく、また、空き地も少ないことから防災面での課題が多かったところ、その対応として敷地外緑地を導入され、これまでの整備により全長1.1キロ、面積約3万3,400平米という市民に開放された広大な工場緑地が誕生。緑のネットワークの強化が図られたほか、地域の活性化、防災面の強化、生物多様性が生まれたという内容となっています。

このケースでは公共工事になりますが、様々な事情で工場敷地内での緑地確保が困難になったことから、工場内の敷地を工場の外に出すこと、敷地外に緑地を設けることによって、工場にあるとき以上に地域住民にも貢献できる緑地が整備されたという事例になっております。

次に、スライド40になりますが、敷地外緑地の運用状況とその評価を紹介しております。

1つ目のポツに記載している内容は、工場立地法の届出事項には、敷地外緑地は該当しないものの、実質的に準則を満たす場合、すなわち敷地内で確保できない面積を工場の外で確保して準則を満たす場合は、工場立地法に基づく勧告はされないということが記載されております。

他方で、2ポツ目に記載されているとおり、自治体からも、事業者からも、敷地外緑地そのものの認知度は低く、事業者からは、スライド38でも御紹介したとおり、積極的に認めるべき、制度の周知を進めるべきとの声を多く頂戴しております。

次に、スライド41に移ってください。スライド41は敷地外緑地の関連でもありますが、建物の壁面に設置する緑地、いわゆる壁面緑地や、同じく壁面に設置する環境施設、ペロブスカイト太陽電池をイメージしていただくのが容易に想像できるかと思いますが、これらが現行の法令上、どのような取扱いをされているかということをお紹介した上で、今の導入の状況や今後の普及を見据えて、運用例規集の見直しを後ほどお諮りしたいと思います。

現行では、壁面等の直立部分に設置される緑地や環境施設の現行の面積測定方法としては、実際に施工される面積にかかわらず、当該部分の水平方向の距離掛ける1メートルで計算した面積を算入することとなっております。言い換えれば、実際の面積よりも少ない面積しか算入できないこととなっております。

ペロブスカイト太陽電池に象徴されるように、技術の進展により今後は太陽光パネルの壁面への設置の増加が期待されていること、次のスライドに移っていただければと思いますが、壁面緑化の取組も、少し見にくいですが、赤字の折れ線にあるとおり、施工面積の累計は着実に増加しており、都市緑地法上の壁面緑化の取扱いも、下段にありますとおり、壁面の正面から見た際の面積を算定するというので、平成30年に見直しをされております。工場立地法についても、技術の進歩や状況の変化を勘案し、壁面に設置する緑地及び環境施設の面積算定方法の見直しが行えればと思っておりますので、会議の最後にお諮りさせていただければと思います。

次のスライド43ですが、パナソニック株式会社様から後ほど詳細な御紹介を頂戴することになりますので、ここは割愛させていただきます。

最後のスライド44は、スライド8で御紹介した内容の再掲でございます。記載されている論点部分を中心に、後ほど御意見を賜ればと思っております。

私からの説明は以上です。ありがとうございました。

○浜口委員長　ありがとうございました。

続きまして、千葉県商工労働部次長の室田秀明様より、資料4、緑地規制に関する課題等について御紹介いただきます。

なお、お時間の関係で、質疑応答、意見交換の時間は後ほどまとめて設けますので、御了承ください。

それでは、室田様、お願いいたします。

○室田委員　千葉県商工労働部次長の室田と申します。先ほど資料に基づきまして、国からの丁寧な御説明ありがとうございました。私からは、今お話がありました資料4に基づいて、本県の状況について御説明させていただきます。

それでは、1枚めくっていただいて2ページ目を御覧ください。少し確認になりますが、本県における緑地規制の概要を御説明させていただきます。

本県では、工場立地法により自治体の準則条例を制定し、この条例により緑地面積率等が定められていますが、この法律の対象とならない小規模な工場についても、県や市町村の条例を根拠とした緑地保全のための協定、私ども、いわゆる緑化協定と呼んでおりますが、そういった取決めをつくりまして、自治体と企業との間で締結して、こちらは緑地率と申ししていますが、確保すべき緑地率を定めております。

この緑化協定によりますと、確保される緑地は公害または公害の防止、その他良好な生

活環境を維持することを目的とした制度でありまして、工場立地法と同様に工場立地に伴う周辺環境の保全に資する仕組みとなっております。

県の緑化協定では、敷地面積が1万平方メートル以上の工場について、工業地域などの主に工場が整備されるエリアにおいて10%の緑地を求めているほか、敷地外の緑地を編入できるなど、工場立地法と類似した制度となっております。

一方で、工場立地法と異なる点としましては、将来的な努力義務ということなのですが、20%以上の緑地を求める制度となっていることですか、樹木の種類や高さを限定しておりまして、そういった形で緑地の種類を詳細に規定している点が立地法と異なる点ということで挙げられます。

また、市町村の緑化協定制度は、県の制度とおおむね類似しているのですが、県の制度では対象外となる小規模な敷地面積の工場を対象とする仕組みとなっております。

具体的には、2ページの下段に京葉臨海コンビナートに属する市の事例を示しておりますが、制度を導入しているどの市町村も工場立地法の適用を受ける敷地面積よりも小さい規模の工場も対象としているところです。

これらの制度は、ほかの自治体においても導入されている仕組みと承知しておりますが、本県においても県や市町村独自の制度により、工場立地法の対象とならない小規模な工場に対しても一定の緑地を求めるなど、良好な環境づくりに努めていることを本ページにおいて御承知いただければと思います。

なお、参考までに県内の主なコンビナート企業の緑地率を申し上げますと、敷地外緑地を含む数値でございますが、高いところではA社が28.03%、B社が28.77%、C社が22.16%といった数値になっております。また、若干低めのところを申し上げますと、D社が12.97%、E社が12.96%、F社が8.66%といった状況になっております。

次に、3ページ目を御覧ください。工場緑地制度について、生産活動等に与える影響や、さらなる緑化率の引上げによる効果など御意見を伺うため、昨年秋以降、本県独自に県内企業へのアンケート調査を実施しました。

昨年11月から今年2月にかけて、千葉市のG社から君津市のH社に至るまでのいわゆる京葉臨海コンビナートに立地する企業や、それより北側にあります千葉市北部から船橋市、市川市、浦安市に至る臨海部の企業、さらには内陸部の工業団地の団体に加盟している企業に対してアンケートを実施しました。

本件アンケートでは、現在の工場立地法に基づく制度における各企業が感じている支障

などを中心にお聞きしました。このうち③につきましては、敷地外緑地制度に関する質問となりますので、この制度の主な利用先である京葉臨海コンビナート立地企業のみにお聞きしております。

次のページ以降で各企業の御意見を御紹介します。1枚おめくりください。4ページから5ページに各企業のアンケート結果を掲載させていただいています。

まず、4ページですが、御回答いただいた企業は、工場立地法の緑地率等の規制が該当する敷地規模の大きい生産施設を有する工場で、72社から回答をいただきました。その内訳としましては、大規模なコンビナートがあります京葉臨海コンビナートから34社、千葉市北部から浦安にかけての臨海部に立地する企業から10社、内陸部の工業団地に立地する企業から28社の内訳で回答をいただいております。

1つ目の質問について、緑地規制が設備投資などを行う際の阻害要因となったかという点ですが、全体の半数程度となる46%の企業から、緑地規制が阻害要因になったとの回答をいただいております。その内訳を見ますと、内陸部の企業よりも東京湾沿いの企業の割合が少し高く50%となっています。

支障となった事例としましてお聞きしておりますのは、生産施設増設や配置替えなどの際、緑地確保が必要で対応に苦慮しているといった御意見ですとか、太陽光パネル導入の際に緑地確保が必要で、設置数を抑制したといった意見がありました。

また、ここに記載はできませんでしたが、企業の中には現在の施設が工場立地法の緑地率の規制が導入される前に建設された非常に古いものであるため、今後、建て替えなどが発生する際には、生産施設の集約化をせざるを得ないといった問題が生じるおそれがあるといった意見もいただいているところがございます。

次に、2つ目の質問について、緑地の存在が生産活動上の支障となっていることがあるかという点でございますが、半数以上となる53%の企業からあるという回答をいただきました。

回答の中には草刈りなど緑地の維持管理費用を要するといった一般的に想像がつく範囲から、それ以外にも小動物や害虫の駆除に高額のコストがかかるといった点ですとか、すみついた小動物が電気設備の中に入り込むことで故障や誤作動の原因となることなどで弊害を感じている企業があることが確認できました。

このほかにも最初に御説明した緑化協定で、高木をお願いしているわけですが、その樹木が配管を侵食してしまうといった心配があるために、施設の安全管理上の心配をしてい

る企業があったところを確認できたところでございます。

1枚めくっていただきまして、5ページを御覧ください。3つ目の質問について、工場立地法に基づく敷地外緑地制度に関する課題をお聞きしたのですが、先ほど申し上げましたとおり、こちらは京葉臨海コンビナートに立地する企業のみにお聞きしたところです。

回答としては、この制度を活用、または今後活用予定の企業8社から回答いただいたところですが、8社のうち6社が課題を感じている状況でございます。

具体的には、敷地外の緑地が将来にわたり安定的に確保できるかといった不安な点を挙げており、この制度を活用したとしても、企業にとっての不安感は解消に至らないなど、敷地外緑地制度が万能な解決策ではないのではないかと感じたところでございます。

最後に、4つ目の質問について、緑地規制の緩和が企業の投資や生産活動などの課題解決につながるのかとの問いですが、7割近くの企業からつながるとの回答をいただきました。このうち臨海部の企業だけで見ますと、8割近くの企業からつながるという回答をいただいております。

具体的には、新規の投資がしやすくなる、また、緑地等の管理コストの低減につながるなどのほか、壁面緑化などの重複緑地の適用拡大などに期待する回答もありました。

1枚おめくりください。6ページですが、こちらは市町村へのヒアリング結果をまとめたものです。ヒアリング先は、京葉臨海コンビナートが立地する湾岸部の自治体6市でございます。

ヒアリング事項としては、企業へのアンケートとリンクさせまして、1つ目として、緑地規制が設備投資の阻害要因や生産活動の支障となっている等、企業から聞いているかという質問と、2つ目、既存の緩和措置に課題を感じているか、3つ目、企業から緑地規制の緩和要望はあるかの3点をお聞きしております。

各市からいただいた回答としては、緑地率引下げの検討余地はあるが、市内には様々な形での工業団地が立地しているため、配慮すべき相手方も多様な方々がおりまして、条例改正という対応自体、ハードルが若干高いという御意見。また、既に敷地外緑地制度を導入したばかりなので、すぐにほかの何らかの対応をするのは難しいといった意見がある一方で、企業から緑地率引下げのニーズを聞いており、条例改正に対する市民の理解も得やすいのではないかとといった意見もいただいております。各自治体によって温度差があるように感じられました。

次に、7ページと8ページを御覧ください。こちらでは県内で工場立地法に基づく準則条例制度で認められている緑地率等の下限値をさらに引き下げた事例を紹介しております。

7ページを御覧いただきますように、工場立地法の特例制度はまとめてありますが、この中で、本委員会で議論が進められている地域未来投資促進法に基づく緩和や、国家戦略特別区域法に基づく特例制度がありますが、これらの特例制度を利用している県内市町村は成田市のみで、赤枠で囲わせていただいております国家戦略特別区域法に基づく制度を導入しております。

成田市の状況をお聞きした結果を次のページにまとめてありますので、8ページを御覧ください。成田市は、御存じのとおり本県の内陸部にありまして、成田空港を擁する地域でございます。市内には4つの工業団地がありますが、どこも敷地に余裕がなく、新たな投資がなかなか進めにくい状況にあったと聞いております。

成田市は、既に平成26年に国家戦略特別区域の指定を受けておりました。令和3年にこの制度の中で工場立地法の特例規定が設けられたことを踏まえまして、従前から用地不足への対応を課題として感じていた成田市は、市内の工業団地に立地する企業向けにアンケートを実施して、約7割の企業から緑地率の緩和に向けた制度導入に前向きな意見があったとお聞きしております。

市内の4つの工業団地は全て住居系の施設を建てることのできない都市計画法上の工業地域、または工業専用地域に指定されています。加えて、周囲に市有林や公園なども含む緑地が配置されておりまして、外部の住居や商業施設などとの緩衝帯としての機能も十分有しておりまして、かつ維持保全も容易な状況となっております。このようなことにより、周辺の生活環境との調和も確保しやすい立地環境にあったと考えております。

また、市は、さらに独自の措置として、団地内の企業が本制度を活用する場合に、グリーン購入の導入実施など、環境保全に資する取組の目標などを設定する環境保全協定制度を設けまして、導入に当たっての代替措置も講じていたことから、特区制度の活用が認められ、令和4年に国内で初めて実施されることになったとお聞きしております。

具体的には、工業専用地域と工業地域の一部については、環境施設面積率及び緑地面積率について1%以上という下限値まで適用することとしたところです。

令和8年2月末時点では2件の活用が図られておりまして、活用している企業にお聞きしたところでは、特例制度を活用することで、従業員の増加に対応するための事務所棟の整備を生産施設を維持したままで対応できたですとか、今後の増設等の計画が容易になっ

たと意見をいただいていると聞いております。

こうしたことから、緑地率等の引下げは企業の投資を後押しするといった効果があると本県では考えているところでございます。

千葉県からの御説明は以上でございます。ありがとうございました。

○浜口委員長　ありがとうございました。

続きまして、一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部副本部長・中嶋康様より、資料5、緑地規制の見直し等に関する意見について御紹介いただきます。

それでは、中嶋さん、よろしくお願いいたします。

○中嶋委員　ありがとうございます。経団連の中嶋と申します。本日は、このようなプレゼンテーションの機会をいただき、ありがとうございます。

たった今、千葉県様から非常に具体的かつ解像度が高く、深掘りしたフィードバック、ならびに、各企業・団地に関する詳細なデータに基づくご説明をいただきました。その後ではやや心もとないところはありますが、緑地規制のみならず産業用地の確保という観点から、経団連の主立った会員企業がどのような全体感を持っているかご紹介することで、皆様の御参考に供することができればと思います。本日は、緑地規制そのものではない部分も多々含まれますが、予めお含みおきいただければ幸いです。

目次を御覧ください。まず、アンケート実施概要です。昨秋、「経団連事務局から今般の見直しに当たっての総括的な意見を聞きたい」とのお申し越しをいただいたことを受け、昨年11月、非常に短期間ではございましたけれども、全般的な質問に対するフィードバックを急ぎ取りまとめたものを中心に紹介させていただきます。

2-2を御覧いただきますと、緑地規制のみならず環境対策、特に経産省が必ずしも所管されている法令ではないマターも含まれておりますが、企業の生の声ということで紹介させていただきたいと思います。

4ページを御覧ください。工場立地法の見直しに係る検討に際し、産業用地の利活用に関して会員企業がどのような課題認識、政府等への要望を持っているかなど、把握することを目的として、経団連の産業競争力強化委員会、地域経済活性化委員会、環境委員会といった委員会に幅広く展開しました。千葉県の回答率にはなかなか及ばないところで、重複も避けて530社が分母、そのうち回答があった分子は64件ということで、有効回答率は1割強ということです。

6ページを御覧ください。政府による対応が必要な事項いかんにつき設問いたしました

ところ、まさに一連の審議の中心的な議題である緑地面積率規制の緩和もさることながら、土壤汚染対策法等の関係の環境対策の支援強化、さらには新規の産業用地造成促進等に関する意見が多数寄せられました。

企業が直面する課題ということで、やや全般的になりますが、紹介させていただきます。

産業用地が減少傾向で、土地価格も高騰する中、緑地規制が企業の産業用地の有効活用を妨げる要因の一つになっているということ。これは先ほどの千葉県様からのプレゼンテーションにも通底するところかと思えます。

様々な課題に直面する中、企業の自助努力ではいかんせん解決困難であること。例えば、既存の工場を拡張する際、複数の企業から「緑地面積率がボトルネックになっている」旨指摘されています。また、既存工場の有効活用の検討に当たっても、緑地面積の確保に苦慮していること。さらには、工場立地法に基づく緑地面積の要件の達成が困難であること。こういった御意見をいただきました。

新規取得時も、緑地面積率規制や駐車場附置義務について指摘がございました。こうした規制によって有効活用できる面積が減少し、土壤汚染、さらには緑化規制によって支障が生じるケースがあるということです。

ただ一方で指摘申し上げておきたいのは、自治体に裁量を与えられることで、かえってローカルルールが増えて、個別の折衝負担が増加するのではないかと、といった懸念も寄せられていることです。

次に、この小委の中心的な議題ではないかもしれませんが、経団連が工業用地に関する会員企業の意向を確認した際、土壤汚染対策、環境対策の一環として、政府による支援、規制の見直しが必要との御意見を多数いただきましたので、御参考に供すればと思います。

土壤汚染対策にかかるコストは予見可能性が低いということ。工場遊休地の土壤汚染リスクの存在が非常に不透明であること。そうしたコストに対する問題意識。

さらに、環境対策です。様々な基準や土対法上の制約、環境アセス等々、こうしたことについても問題提起がされているところであります。

次に、産業用地不足に関してです。日本成長戦略も念頭に、民間投資をいかに誘発するかというとき、産業用地を新規に造成して分譲可能な産業用地を増やすことが急務であるのは論を俟ちません。アンケート回答のうち、若干定性的ではありますが、特徴的なものを幾つか若干定性的ではありますが、引用させていただきました。

まず、自然災害の激甚化に対応するレジリエンスの高い産業用地が不足しているという

こと。また、適切な産業用地が全国的に不足しているのではないかと、といった回答です。さらに、緑地と併せて調整池を造成する必要があることによって、購入した土地を十分に有効活用できないといった問題が指摘されています。

企業からかなり強い御意見としてあったのは、自治体によって調整池の設計条件が非常に厳しく、調整池の面積が拡大して維持管理費用が継続的に発生しているということです。

産業用地の不足につきましても、企業の生の声として引用させていただいております。顧客に5万坪程度の工場用地を求められ、工業団地計画を紹介したけれども、地権者交渉が難航し、生産開始スケジュールに間に合わないということが判明したというケースです。結局、顧客の方は既存工場のスクラップ・アンド・ビルドで一時しのぎをせざるを得なかった事例が実際にあったということでございます。

最後に、政府に期待される役割です。昨年12月の第1回小委でも申し上げましたが、政策的な要請に応じた今般の緑地面積率規制の見直し、パブリック・アクセプタンスに鑑み、土地取得段階からの政府のコミットメントが非常に重要であると考えております。

また、官民連携による国内投資の拡大に当たりまして、経団連としても、民間投資の予見可能性向上に資する供給力強化策をぜひお願いしたいと思っております。この点、投資の受皿となる産業用地の確保、利活用の促進にぜひ継続的に取り組んでいただきたいと思います。

経団連といたしましても、日本成長戦略の策定に積極的に関与し、投資牽引型経済の構築に向けて、官民連携の先導役を果たしてまいりたいと考えております。

雑駁で駆け足でしたが、私からは以上です。

○浜口委員長 ありがとうございます。

続きまして、パナソニックホールディングス株式会社ペロブスカイトPV事業推進室事業戦略担当兼事業開発課長であります中村雄志様より、資料6、パナソニックHDが進めるガラス型ペロブスカイト太陽電池について御紹介いただきます。

それでは、中村様、よろしく願いいたします。

○中村様 パナソニックホールディングスの中村でございます。今日は、貴重な機会をいただきましてありがとうございます。そうしましたら、プレゼンテーションを始めさせていただきます。

2点ありまして、1つは我々が開発しておりますガラス型のペロブスカイト太陽電池の概要の御紹介、今回の趣旨でもありますけれども、工場立地に関する提案を整理してきて

おりますので、御説明させていただければと思います。

最初にサマリーをお伝えした上で、本編の説明をさせていただきます。

我々としては、今、開発中のガラス型ペロブスカイト太陽電池を工場に適用していくと、脱炭素、地域共生、さらに防災拠点、この辺を両立するようなことができるのではないかと考えております。

提案といたしましては、本技術、本製品によって、工場で次世代型太陽電池施設として見ていただき、垂直面、鉛直投影面積とスライドで書いていますが、ここでの取扱いを希望しております。今日、冒頭から壁面緑地という言葉が出ておりますが、それに合わせると壁面発電、壁面で発電するというのを一般化して、その価値を見ていただけると、スライドの右にあるような脱炭素、地域共生、防災、この辺を両立できるのではないかなと考えております。

次をお願いします。我々が今開発しておりますのはガラス型のペロブスカイト太陽電池で、こちらのスライドの左側はビル、商業施設に設置したCGのイメージになりますが、商品としてはスライドの右側にありますように、ガラスの中にペロブスカイト太陽電池の機能が内包された商品になります。

次をお願いします。我々パナソニックとしては、脱炭素に向けた取組ということで、Panasonic GREEN IMPACTというものを掲げて開発や事業活動をしてしておりますが、この中ではネイチャーポジティブということも包含してやっております、我々はカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーに加えて、ネイチャーポジティブも大事にして研究開発、事業開発を進めております。

次のページをお願いします。我々パナソニックがペロブスカイト太陽電池をガラスに特化してやっていくという背景であります、スライドの左側にありますように、日本のような環境でありますと、太陽電池のさらなる設置の必要性が増大しているにもかかわらず、エネルギーを使う都市部やそういったところでは、なかなか発電する場所がないというのが現実かなと思います。

今あるメガソーラーや屋根に置くようなシリコン型の既存の太陽電池を使おうとすると、窓ガラスを覆ってしまったり、右側にある写真の形になってしまいますので、サイズや透光性、デザインの自由度も両立するような新しい太陽電池が必要なのではないかなと我々は考えております。

次のページをお願いします。我々はそういったところに対して、建築物や空間、社会と

調和しながら、美しくオンサイト発電、その場で、使う場所で、エネルギーの地産地消ができるようなソリューションを開発しようとして取り組んでおります。

次のページをお願いします。簡単にですけれども、今フィルム型のペロブスカイト太陽電池を開発されているメーカーさんもあり、我々はガラス型を開発しております、どういった違いがあるかというのをこの図で御説明させていただきます。

フィルム型の太陽電池は、積水化学工業様をはじめ、幾つかの企業で開発されておりますが、屋根や壁、耐荷重があるところに後づけできるというのが強みかなと思っています。

一方で、我々パナソニックが開発しているようなガラス型のペロブスカイト太陽電池、この図の中では、BIPVと青文字にしているところに該当しますが、これになりますと、もちろんガラス型ですので、重くて曲がらない太陽電池にはなりますが、耐久性や堅牢性や、そういったところに強みが出てくるかなと。

今日、この後、スライドで御説明しますが、我々はそこに、窓ガラスに設置したりですとか生活環境とかに調和するように、意匠性、デザインをかなりこだわられるような商品を用意していますので、そういったところが特徴かなと思います。

ですので、フィルム型のペロブスカイト太陽電池にも、工場の中で使えるようなところがありますし、ガラス型の太陽電池にも使えるところがあるかなと。今日、アイシン様の事例も出ていましたけれども、用途がどこも少しずつ違うのかなと考えております。

このスライド右側は、今、一部、問題も出ていますが、メガソーラーの違いみたいなことを書きますと、今日の議論ではありませんけれども、土地を潤沢に使っていいような環境であれば、土地を太陽光パネルで敷き詰めていって発電するみたいなことができますけれども、それだと土地をかなり使うことになりますので、そこは少しデメリットなのかなと思っています。

右側に赤字で書いているところは、我々がどういったところに注力して、どういったところを今はやらないと決めているかということを書いておまして、メガソーラー向けにペロブスカイト太陽電池を開発することはできますけれども、パナソニックホールディングスとしては縦型、主に建築物の窓や壁、屋根にも使えますが、そういったところに使えるような太陽電池に集中して今開発しています。

11ページをお願いします。パナソニックホールディングスのガラスを使ったペロブスカイト太陽電池、幾つか方法はありますが、その中でもということで、パナソニックホールディングスの特徴をこの1枚で御説明します。

我々は今、建築物で使われている建築ガラスをそのまま使いまして、その中にペロブスカイトの太陽電池の層をつくります。技術的な細かい紹介は割愛しますが、ペロブスカイトは水や酸素に弱く、信頼性が長らく課題とされてきましたが、我々としては世の中で実績がある建築ガラスで信頼性を担保するという考え方で、建築ガラスと同等の寿命や信頼性で使えるような商品を今開発しております。

次をお願いします。我々は開発の過程でも脱炭素を考えてものづくりをしておりまして、今の普及しているシリコン太陽電池に比べると、温度も低温で、ある考え方でいくとエネルギーが16分の1ぐらいになるというようなことが論文にて報告されています。この後、量産化していく中で、実際の数値は見せていけるのかなと思います。

14ページをお願いします。我々、建築ガラスとして太陽電池を仕上げますので、外形や厚み、デザイン、いろいろなものに対応できますというのをこの図でイメージでお示しております。

17ページをお願いします。

パナソニックの太陽電池は、飛ばしたスライドでもぱっと出ていましたけれども、特定のパターンだけではなくて、お客さんや生活環境に合うようなデザインをつくれるようなものになっていまして、これは万博で展示したデモンストレーションになります。

次のページをお願いします。これも実際に設置したイメージで、左側は屋根に太陽電池が入っておりまして、右側はバス停に太陽電池が入っております。図のとおり、空間を壊さずに、生活環境と調和したような実装が可能になっております。

次をお願いします。これは実際の商品のイメージですけれども、太陽電池と配線の取り出し部はこのように出てきますが、それも躯体部の一部に隠すことで配線の取り回しもできるのではないかなと考えております。

21ページをお願いします。最後に、2枚だけ使って御提案させていただきます。1枚目、再掲になりますが、脱炭素、地域共生、防災、この辺りを我々の太陽電池を使うと実現できるのではないかと考えています。左側の写真は工場のイメージですが、工場の壁面だけではなくて、例えばフェンスのようなところに意匠を持ったような空間、地域と調和するような形で太陽電池を設置するみたいなこともできるのではないかなと思っています。

次のページをお願いします。これは工場立地法における屋根や壁面の緑化等の推進につ

いてというところで、我々なりの解釈をピックアップしていますが、上のヘッドラインだけ読み上げますが、ガラス型ペロブスカイト太陽電池の設置形式の1つである垂直設置において、今のままだと限定的な算入しか認められない環境施設面積率の算定方法の見直しについて御検討いただけると非常にありがたいのかなと思っています。

一番下ですけれども、壁面緑化は、それはそれとして今機能していると考えておりますので、新しい技術でありますガラス型のペロブスカイト太陽電池の特徴を踏まえた制度設計、算出方法、そういったところを御検討いただけると非常にありがたいと考えております。

次をお願いします。時間の関係で簡単にだけ御説明差し上げますが、鉛直投影面積での設置面積の算出というのは壁面緑化のところと同じかなと思いますが、②のところ、参考までですが、表のところに書いていますが、壁面を緑化した場合と壁面に太陽電池を設置した場合で、あくまでもCO₂の削減量だけを比較すると、太陽電池のほうがCO₂という観点ではかなりインパクトがあるのかなと。こういったものが普及していくと、脱炭素みたいなのがさらに進むのではないかなと考えております。

パナソニックホールディングスからの御説明、御提案は以上になります。

○浜口委員長　　ありがとうございました。

続きまして、これまでの御説明について、委員の皆様から御意見をいただければと存じます。事前に事務局から御案内差し上げましたとおり、五十音順に指名させていただきますので、お1人3分をめどに、まとめて御発言をお願いいたします。

各委員から出された御質問や御意見については、最後にまとめて事務局より回答をお願いいたします。

それでは、犬伏委員から御発言をお願いいたします。

○犬伏委員　　まさしく今、イランの情勢、昨今の地震などの災害を考えると、防災や非常時エネルギーの確保という意味でも、工場の見直しというか、壁面も植物で覆うことによって緑化景観だけでなくヒートアイランド現象による空調負荷の省エネと周辺地域の気温上昇低減や、太陽光発電による電力を確保をしていただくことによって、自治体にも有用であり条例等を緩和できれば、お互いにメリットがあると、一般消費者の立場では感じます。

ペロブスカイトも進歩してきていて、ガラス型発電をご紹介いただきましたが、私も興味を持っておりまして、最先端技術を取り入れることによっても条件を緩和していくこと

は可能だと思います。もちろん工場内もなのですけれども、周辺の様々なところ適材適所に取り入れていくことによって、相乗効果が生まれてくるのかなとも感じております。

あと、国が一定の下限を基準として示すべきなのかというところは、一般消費者としては分からないのですけれども、自治体や、地域に沿った基準を設けること、個々案件との折衝が負担になるという御意見もありましたが、双方で確認し合わない、立地側、工場側ともに判断ができないので、個別に折衝していかなければいけないというところは、欠かせないと思われるので、地方自治体なりに個々のルールをつくっていただくことは必要ですし、周辺環境や状況によっても、条件が変わるので、自治体にも御努力いただいて、ルールづくりに取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○浜口委員長 ありがとうございます。続きまして、小山委員、御発言をお願いいたします。

○小山委員 本日は、いろいろと勉強させていただき、ありがとうございます。

まず、まとめていただいた類型案につきましては、非常にすっきり分かりやすいと思ひまして、工場が行うべき取組としましては、特に類型案の（ii）と（iii）につきましては、全国みどりの工場大賞でこれまで受賞されてきた工場に好事例が多数ございますので、立地する場所の特性に応じて、ぜひ参考にしてほしいと思っております。

そして、千葉県さんのほうでも話に上がりましたが、敷地外緑地についてはなかなか難しい話になっておりますが、確かに、ちょうどいい広さの土地をちょうどいい場所を見つけることから既に大変だと思いますし、それを整備して維持管理も続けることとなりますので、企業さんにとっての負担はかなりのものになると思ひます。

そこで、ぜひ参考にしていただきたいのが堺市の事例です。実は、私、資料に事例として取り上げていただこうとしたのですけれども、私がお願いする前に既に取り上げていただいておりますので、経産省さんも同じ考えをお持ちなのかなと思ひ、何だかうれしくなりました。

堺市の事例について補足させていただきますと、堺市では南部丘陵の里山保全が喫緊の課題になっていまして、そこは市内に残された最後のまとまった緑で、市全体の環境保全上、欠かせないものとして位置づけられていました。そして、市内の特定工場で緑地面積の足りない分を負担金として、その徴収された分で貴重な里山の保全活動を行っています。工場からすれば、敷地外緑地を自ら整備、管理するよりもかなり負担が減りますし、その

場所の里山管理など、そういった地域貢献の場として利用できるといったメリットにはなっています。

緑地の面積が増えるわけではないのですが、こういったまとまった里山が保全されることで大気や水質の浄化といったものが見込まれますし、工場周辺だけでなく、より広い範囲に恩恵をもたらすことが期待されると思います。

そして、市町村の裁量か国の下限値の基準かといったところなのですが、これまでの私の話した内容としては、やはり国で全てを一律にというのは難しいと思いますし、これまで受賞工場さんと、地元の自治体さんとの良好な関係を長年見ておりますので、こういったことは自治体と企業さんが協力して、地域一体となって、良い生活環境をつくっていただければと思っております。

ただ、この自治体の代表は、企業誘致を担当する部署だけではなくて、緑の基本計画、マスタープランをつくっている都市計画課とかそういった部署とも綿密に連携を取ってやってほしいと思っております。

最後に、壁面緑化につきましては、これまでは幅1メートル×延長と言いつつ、実は平面上が緑地となっている場合は全くカウントされないといったケースもありまして、そもそも地上面を緑化するよりも、先ほどパナソニックさんの発表にあったような余計にコストがかかるといったものもありますので、私は鉛直投影面積の算定は良い案ではないかと思えます。

以上です。

○浜口委員長　　ありがとうございました。続きまして、中嶋委員、今度は委員としての全体に関する御発言、よろしく願いいたします。

○中嶋委員　　本日御議論いただきたい論点として、経産省さんから示された二つのポイントに即して、先ほどプレゼンテーションで申し上げ切れなかった部分を補足する形で発言させていただきます。

まず、第一の論点、緑地規制の見直しに関してです。先ほどのプレゼン資料には必ずしも含まれておりませんが、単に緑地面積の確保ということのみならず、周辺環境への影響低減機能を有する質の高い緑地で補完していく、という考え方が重要ではないかと考えております。

したがいまして、先ほどのプレゼンの中でローカルルールについて若干紹介申し上げましたが、経団連といたしましても、基本的には地域の実情に応じた形で立地に向けた取組

を求めていることが非常に合理的かつ合目的的であると考えております。

また、都道府県の取組を御紹介いただきましたけれども、インセンティブを付与する観点からも、国が好事例集やガイドラインといった参照可能な資料を開示することによって、申請側・許認可側の双方が共通認識の下、政府が進めようとされている新たな制度につき、積極的な取組に資することが期待されます。繰り返しになりますけれども、自治体が判断できる仕組みが整うということについては、非常に前向きに捉えております。

第二に、緑地規制の全国的なあり方についてです。一律の面積規制ではなく、地域や立地に応じた地域最適といった環境保全に資する緑地、また、機能志向という考え方に沿って整備していくことが重要ではないかと考えております。

用途地域ですとか周辺環境の違い、こうしたものも踏まえた上で、きめ細やかな基準を設定したり、今日、パナソニック様から御紹介いただきましたような壁面緑化、敷地外緑地の活用が進むことが既存用地を有効活用する観点からも有効であると考えております。

以上でございます。

○浜口委員長　　ありがとうございました。続きまして、藤井委員、御発言をお願いいたします。

○藤井委員　　ありがとうございます。私からは、それぞれの論点に沿ってお話しさせていただきたいと思っておりますが、まず大前提として、工場立地法、そもそもの趣旨というのが、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われる、それによって経済の発展と国民の生活がよくなるというところがありますので、千葉県さんや経団連さんの御説明の中で、工場を立地する側のいろいろな厳しい状況はよく分かりましたが、一方で環境を守る、よくするというところは法の趣旨からしても必要だということが基本であると思っております。

その上で考えましたときに、お示しいただいている論点の中で、まず特定工場の緑地規制の見直しに関しては、11ページ、12ページの表、4つの点はとても分かりやすく整理いただいたと思っておりますけれども、産業と環境の両立から考えますと、(i)、(ii)の緑地を量的に、質的にまずはきちんと確保するという、そこが基本で、(iii)と(iv)は補助的な手段だと考えました。

論点1に関して、(i)の緑の基本計画との連動の考え方で見ていくというところは、とても重要だと思っております。ぜひこれはお進めいただきたいと思っております。(ii)の質の高い緑地の整備という点では、途中で御説明いただいたような認証制度などとの連携は

必須かなと思っています。

論点2の場所に応じた基準というところで行きますと、用途地域との連動というのは1つの考え方だと私も思っています。住居や市街地が近いところの工場と、工業団地のようなところ、臨海部の工場というのは、必要とされる環境の整備の内容は違うと思います。また、農地を転用してつくられる工場という点については、若干扱いが難しいと思っ
まして、緑を減らして出来上がる工場に対して、整備すべき緑を減らしてよいのか、直近の周りには緑は十分あるけれども、減っている分の緑をどう考えたらいいのかというところで、後半でも述べます敷地外緑地の活用などで、環境の確保を考えられるとよいと思っています。

あと、論点4の下限の設定について、ここはちょっと難しいと思いながら伺っておりました。たくさん海外事例も御紹介いただきましたけれども、海外は自治体が基本として基準を設定しているということの背景には、自治体がそもそも様々な開発許可の権限を持っていて、その権限を持ちながら協議できているという仕組み上の特徴があるかと思っています。

恐らくほかの国もそうだと思うのですが、ドイツですと緑地だけではなくて環境の負荷を低減するような非常に多岐にわたる地域貢献を事業者に求めている、個別折衝のようなものが非常に丁寧に行われている。事業者の地域貢献が前提で自治体が基準を考えられるということになっているので、自治体が基準をつくれるその部分だけ持ってきてしまうとミスリードにならないかと懸念しています。

同様にイギリスも、今の新しい制度ですと、開発前の生態系の価値と比較して、増やすという御説明もありましたけれども、そう考えますと、単に自治体に委ねるということではなくて、環境をどう守っていくのかの観点が自治体レベルでしっかりと整理されているからこそ、そういった個別の設定ができる。

今の日本の仕組みで自治体が基準を設定するのは、単なる緩和になってしまわないだろうか、それは法の趣旨にのっとっているのだろうか気になっております。

全国的な緩和については同様に、そこからつながってくる部分があるのですが、千葉県や経団連の御説明の中で工場の事情は非常によく分かりましたが、一方で、そこで緑地を単に緩和してしまうと、その分の環境負荷を緩和する財政的な対応とか、負担というのは、地元の自治体に単純に回ってしまうのではないかと思います。ですので、そこで敷地外緑地制度のようなものをうまく使うということが重要かと思っています。

先ほど小山さんから丁寧な御説明がありましたので、今日はあまり敷地外緑地の活用については説明しませんが、うまく使えば、自治体にとっても緑や環境の負荷を下げながら産業も活性化できる仕組みだと思います。使い方次第というところなので、難しいところはもちろんありますが、うまく使っていくということがよいのではないかなと思いました。

最後に、壁面緑化の新しい技術、エネルギーも含めて様々な可能性はあると思っていますが、都市緑地法の壁面緑化の算定というのは、減らすではなくて、新しい技術も出てきているので、緑地率全体的にはもっと高く上げていく手段としてこの算出があると思いますので、そこがミスリードにならないように扱っていくべきかなと思っています。

私からは以上になります。

○浜口委員長 ありがとうございます。続きまして、村上委員、御発言をお願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。今日は、貴重なお話をいろいろお聞きいたしまして、先ほどの藤井委員の御発言と少しかぶるのですけれども、生活環境というものをどう捉えるのかというのが非常に重要な論点かなと考えております。

企業さんの声として、生活環境を守ることが責務であるといったようなお声が全く聞かれなかったというのは非常に残念なことであったと思います。もちろん、かいつまんでお話をいただいたのだらうと思いますけれども、もともときちんと事業をするために何と何を使って、それでこういった収益を上げてというところ、そこが少し偏った形に聞こえてしまったのが少し残念だったかなと思います。

私からは、論点1から3のところを少しまとめるような形で意見として申し上げたいと思います。

まず、生活環境をどう捉えるかと、先ほども申し上げたところでございますが、一般の世論調査の結果などを見ますと、生活環境の中に酷暑とか豪雨といった気候変動の影響が含まれていると言っているのではないかなと思います。それを考えますと、企業の環境面での取組として求められることというのは、グローバルな言葉遣いにはなりますが、カーボンニュートラルとかネイチャーポジティブといったようなことが、すぐにできるかどうかということだけでなく、求められる像として言われている。こういったことと業績をきちんと両立していくということが求められていると思います。

それを併せて考えますと、気候変動の観点では、恐らく省エネとか再エネであるとか防

災、緩和と適応に貢献できるような工場であるのかということがより問われていく。ここにゆくゆくは回収とか除去とか、そういったものも工場についているといったようなことがより理想になるかも分かりませんが、こういったことが必要になってくる。

防災というのを考えると、例えばブロック塀が壊れて地元で迷惑をかけましたとか、そのようなミクロなものというよりも、バリューチェーン全体を通じて、どういった取組をしているから地域全体の防災になったということが必要なのではないかと思います。

もう一つ、ネイチャーポジティブの観点ですけれども、これは気候変動に比べると何をしていたかが分かりづらいというお声をよくお聞きするところでもございます。ですので、緑地規制が非常に厳しいというところを逆手に取るわけではございませんが、緑地をどうしたらいいのだろうということを検討することをきっかけに、工場のバリューチェーン全体を見て、自らが及ぼしている負荷のポイントと、どういう恩恵を被って事業をしているのかを洗い出した上で、敷地内の緑地の代わりに、では何ができるのか。代わりに、もしくは追加的に実施すべきことを積極的に後押ししていくようなことを個々の自治体さんができれば望ましいのかなと思いますし、企業経営上のプラスの面としても、法令遵守ということに加えて、よりこういった貢献をしている工場ですということが言えようかと思います。

例えば、水をたくさん使う業種で、流域の上流での森林の保全とか、恐らく自治体の域も越えているかと思いますが、地元の市町村だけではなくて、河川の流域全体を見た貢献であるとか、そういったところまで含めて評価できるようなことが可能になれば、敷地外よりもさらに広い考え方も分かりませんが、より実際に災害とかのことを考えますと、効果としては出てくるのではないかと思います。

最後に国として下限値を設けるかという点については、私もそれがなくてもよいのかなと思います。独自の取組に任せるということであれば、先ほど申し上げた流域のようなところも考え、下限値というものが実情に沿った考え方を阻害してしまつては逆効果かなと思いますので、そこはきちんとしたものを独自につくっていただくということを求めていくということは必要なのではないかと思います。

太陽電池の壁面のものについては、私は面積だけではなくて、計画どおりちゃんと発電できていますということが非常に重要なのかなと思います。CO₂削減効果で見ると緑化よりも大きいのだということも想像できますが、きちんと発電できていてという世界かなと思いますので、そういった情報の更新とかが運用時にされていくと、よりよいのかなと

思います。

以上です。

○浜口委員長 ありがとうございます。続きまして、室田委員、御発言をお願いいたします。

○室田委員 様々な参考になる意見、ありがとうございます。時間がありますので、私からは11ページ、12ページの記載の類型の考え方について少し述べさせていただければと思います。

敷地外緑地につきましては、先ほど私のほうでなかなか万能ではないというお話もしましたが、実は可能性が非常にある制度ではないかなとも思っております。

一例を申し上げますと、本県では浦安市という自治体がございますが、面積が19平方キロということで非常に小さい自治体で、工場用地も非常に限られているので、土地を増やすためには埋立てしか方法がなく、工場近隣にどうしても緑地等を確保できないという地域もございます。

加えて、市川市は隣接する自治体と生活圏が一体化しておりまして、近隣の生活環境の保持という観点を認識というか意識した場合に、複数の自治体でまたがって、市域を越えて考えたほうが望ましい地域というものもあるのではないかなと思います。

そういったケースを考えると、1つの自治体に限定せずに、ケースによっては他市町村の区域も対象にするような考え方があってもいいのではないかなと感じております。もちろん相手方の自治体の了解を得ることが前提ではありますが、そのような検討をしていただけるとありがたいかなと思います。

類型の中の（iii）地域住民との交流に関する取組のところ、先ほど藤井委員から補助的などということ表現があったかと思うのですが、私もこの項目については評価が非常に難しいのかなと思っております。経産省さんでは慎重に検討していただきたいということと、もう一つ、もし仮にこういう形で採用するのであれば、スモールスタートで始めて検討を重ねていく、実際に運用を重ねていく段階で見直していく方法もあるのではないかなと感じております。

また、（iv）の先進技術の導入につきましては、これも実は目に見える形で示すことは難しいのだと思いますが、本県の京葉臨海コンビナートの大企業なども中心に今取り組んでいる分野でもあります。二酸化炭素の排出削減量とか、そういったものをきちんと数値として示せるような場合には代替措置として認めていただくことで、それらの企業のイン

センティブにもなるので、こちらは積極的な検討をお願いしたいと思います。

こうした点からも、別のところで出てきました壁面の太陽光パネル、パナソニックさんの御説明があった部分につきましても、鉛直投影面積を採用するというについては賛成できるのかなと思っております。

全体的に見まして、立地する地域区分に応じて取組の差異を設けることについては適当だと考えます。ただし、自治体も求める事項を基本計画に定めなければいけませんので、ちょっと矛盾した表現で申し訳ございませんが、あまり煩雑な事務手続にならないように御検討いただければと思います。

また、最後に、基準値を自治体のほうで設けるかというところも非常に難しい課題だとは思いますが、先ほど申し上げましたように、立地する地域区分に応じて取組の差異を設けることはやむを得ないというか、自治体にとって有効なところもあると思いますので、その辺も含めて御検討いただければと思います。ありがとうございました。

○浜口委員長　ありがとうございました。ここで、議論の取りまとめを兼ねて、私からも一言コメントさせていただきます。

本委員会におきましては、地域未来投資促進法の重点促進区域に指定された工場における緑地面積率の一部緩和を自治体が独自に設定することを可能にするという方向性をこれまでも示してまいりました。事業としてのこういった緩和に関する要望の強さというのは、本日の千葉県様、あるいは経団連様から紹介いただいた資料の中にも非常にはっきりと出ていたかと思えます。

しかし、同時に本日の委員会の議論におきましても、藤井委員から御指摘がありましたように、工場立地法のもともとの精神に基づく生活環境との調和という考え方は非常に重要であり、また、村上委員からの御指摘のとおり、企業の生活環境を守る意識の重要性を改めて認識を持っていただくという意味でも、国がこの緩和において誤ったメッセージを送ることのないような注意が必要であるということは、本委員会の共通の認識としてあるのではないかと思います。

その中で、1つ今日の論点として、立地場所に応じて基準に差を設定することは妥当かどうかということについては、おおむね自治体の判断に任せてよいのではないかとすることも本日示されてきたのではないかと思います。

同時に、国が一律の基準を示す必要があるかどうかについても、諸外国の事例も御紹介いただきながら、本日そういう議論が進められたわけですけれども、おおむね国が一律に

基準を設定することはなかなか考えにくいのではないかという考え方が強いように思いましたが、反面、国として下限値をある程度設ける、あるいは中嶋委員からの御指摘もありましたように、国としては共通の認識や、ある種のガイドラインを示すことによって、共通の下限値と言えるものかどうか分かりませんが、1つのボトムラインを示すことは重要かもしれません。そして、近隣住民への一定の安心感を保障すべきだという議論もあり得るかと思しますので、この点については今後もさらに検討を重ねていただければと思います。

それから、制度的に敷地外緑地については、現在、工場内、敷地内に緑地を整備できない場合の例外的措置という非常に制約的な捉え方をされているように理解しております。むしろ積極的に運用して、自治体と事業者との間の、現在も包括協定が結ばれている事例を今日も御紹介いただきましたけれども、諸外国でも開発代償措置やCBAという契約関係を結んでいる事例もあるように今日御紹介いただきました。そういった自治体の緑化計画や生活環境改善との調和をこういった明示的な形で担保しながら進めるということ、そういった敷地外緑地の積極的な運用の仕方もあるのかなと今日の議論を通じて感じたところでございます。

私からは以上です。

これで、各委員から意見を出していただきました。それでは、各委員から出された御質問や意見について、事務局から回答とコメントがありましたらよろしく願いいたします。

○猪又課長　各委員から貴重な御意見を賜りましてありがとうございます。各委員とも、今日、私どもが提示させていただきました論点にフォーカスしてコメントをいただいたと思っております。おのおのの論点についての御発言の中で、委員間での大きな差異はなかったと認識しております。誤差はあったとしても、各委員がおっしゃられた論点に対する御発言は、おおむね一致しているのではないかと、まず冒頭に申し上げておきたいと思っております。

その上で、各委員からのコメントに全て答えるというよりは、論点にフォーカスして少し発言をお許しいただければと思いますが、藤井委員から工場立地法の目的のことについて、まさに何のために工場立地法があるのかということをお紹介いただきました。この法律の存在意義ですけれども、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため。保全を図りつつという、その環境の捉え方は、その当時と今で、時代の変遷を受けて各住民の意識も少し変わってきているのではないかと思います。

もちろん緑地の整備も環境の保全を守るその1つでございますし、それから、村上委員からありました工場が、企業が、地元がどういった環境保全を求めているのかということも敏感に察知しながら、そこに対していかなる貢献ができるかということも工場立地法の趣旨に沿った話であると思いますし、犬伏委員からは、単に緑地を下げることではなくて、それによって地域住民が得られるメリットを見いだすことが非常に大事なことだというような御示唆もいただいたところでございます。

こういったものを総合的に判断した中で、論点としていた下限値であったり、場所によって差異を設けたり、その手法の捉え方、組合せはどうするのかとかはございますけれども、こういった組合せ一つ一つを考えるにも通り一遍で我々が——もちろん中嶋委員からお話がありました考え方のガイドラインは我々が明確に示すべきだと思いますけれども、ある程度、地域の実情に応じて、地域が責任を持って工場に求めること、それから、環境を維持するために何を取り組んでもらうのかということをしつかりと地元の企業とやり取りしていただくということが大前提になってくるのかなと思います。

立地場所によっても、どうしても敷地外緑地が確保できない難しいところもあろうかと思えます。量に応じては、量でしっかりと敷地外の緑地を確保するという考え方も一方であるかと思いますが、私がある自治体の首長さんとお話ししたやり取りを一旦御紹介させていただきますと、量も大事なのだけれども、量というよりも、やはり住民は質のところも大事にしていると。例えば、この工場の緑地はなかなか市民の目に触れないものではあるけれども、工場がもし敷地の中で緑地を確保することが難しいのであるならば、敷地の外で取り組むこともぜひ考えていただきたいと思っているのだと。市内には昔から市民に愛されていた桜並木であったりとか、公園だったりとかがある中で、なかなか行政のほうも力がなくなり、住民ボランティアの協力も得られない中で、仮に工場が敷地を、申し上げたように桜並木の保全をしていただけであったりとか、公園の保全をしていただけであったりとか、こういった取組も1つの工場緑地であって、必ずしも面積は一致しないけれども、地域住民への貢献度は高いのではないかというようなお話も頂戴しているところでございます。

今日、いろいろ皆様から本当に貴重な御意見をいただきました。下限値の考え方、場所の考え方、手法の考え方を1つの案として御提示させていただき、さらに、中嶋委員からも御紹介ありましたガイドラインの考え方、かちっとしたコンプリートしたガイドラインが次の時点でどこまでできるかということもございますけれども、ここは関係省庁とも

よく相談した上で御提示させていただければと思っております。

私からは以上です。

○浜口委員長 ありがとうございます。既にお約束した4時を超過しているところでございますが、御意見を多くいただいた中で、本日の小委員会のまとめに入らせていただきたいと思っております。

まず、1といたしまして、緑地規制の全国的なあり方についてのうち、本日、事務局資料の41ページ、スライド3.21にございました壁面に設置する緑地・環境施設の算定方法の見直しについてという項目でございますが、これは例規集の変更を伴いますので、皆様の御承認を得たいと思っております。

技術の進展や他法令の取扱い、例えば都市緑地法では既にそうなっているということで参考になりましたけれども、現行の水平方向の距離掛ける1メートルの算定方式から、壁面の正面から見た際の面積に算定方法を変更することについて、本委員会として承認したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。特に御異議がございませんでしたので、そのように算定方法を変更するべく、事務局は例規集で改めるようお願いいたします。

次に、地域未来投資促進法改正による特例として、特定の工場に対する緑地規制の見直しについて、前回、今回と議論していただきました。

大きな論点としては、周辺的生活環境の保持に配慮した取組として、本日幾つかの類型が提示され、議論をいただいた中で、今後、認めるべきもの、事情によっては認めても差し支えないもの、認めるべきでないものがあること。また、特定の工場が、生活環境の保持に配慮した取組を実施している場合は、自治体が独自に緑地面積率を条例で制定できるようにするか、あるいは一定の下限値を設定するか。

以上、2つの論点について、本日の委員からの意見等も踏まえて、さらに具体的な制度設計の案を事務局において準備していただいて、次回の小委員会でお諮りしたいと考えております。

また、様々な御意見をいただきました今後の緑地規制のあり方については、次回、引き続き御議論いただきたいと思っております。

今後の進め方については、改めて事務局から御報告いただくようお願いしたいと思います。

また、次回以降の委員会も予定がありますので、委員の皆様におかれましては、引き続きよろしく願いいたします。

議事は以上でございます。それでは、事務局へ進行をお返しいたします。

○猪又課長 委員長、ありがとうございました。本日は、委員、オブザーバーの皆様におかれましては、御多忙の中、小委員会へ御参加いただき、また、様々な御意見を賜ったこと、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

お時間の関係で十分な御発言の時間を御用意できなかったことは改めて御容赦いただければと思いますし、また、委員会終了後でもお気づきの点があれば御遠慮なくお申し付けいただければと思います。

今回いただいた御意見につきましては、次回の検討、さらに今後の政策展開に生かしてまいります。今後とも御指導のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日の内容に関しましては、もし追加的な御質問がございましたら、後日でも構いませんので、事務局まで御一報いただければ、御説明の対応をさせていただければと思います。

以上をもちまして、産業構造審議会地域経済産業分科会第38回目の工場立地法検討小委員会を閉会いたします。長時間、お時間いただきましてありがとうございました。

——了——